

令和2年度第1回議会モニター会議について(変更案)

■対応案:

○「集まる会議」は当面延期とする。

・会議の延期期限:令和3年6月 までの間で(任期中)

○オンライン会議実施に向けた検討・準備

①オンライン会議への参加が可能なモニターの調査を実施(11/24-30)

※調査結果

a.「オンライン会議(Web会議)」をすることが可能か

できる : 13人

できない: 5人

b.「できない」方のうち、役場へに来庁

できる : 4人

未定 : 1人

②オンライン環境がないモニターへの会議参加体制づくり

・オンライン会議予定:令和3年1月中

・完全オンラインを実施か ・ リアル + オンラインの混在型か

→オンライン環境がない方は、来庁いただき議会タブレットから参加?

・分科会設置の有無:設置あり ・ 設置無し

③オンラインで実施する場合の資料送付等

・資料は事前に送付済み

令和2年度第1回議会モニター会議(案) オンライン版

(1) 開催日程・時間・場所

○日程:1月27日(水曜) 18時30分～20時 (90分)

○場所:Zoom + 役場3階本会議場他

○開催までのスケジュール

議運	議運	開催案内	全協	第1回会議
12/3	12/24	1/13	1/21	1/27(水曜)

(2) 意見交換テーマ

～グループごとに①②両方を行う。時間配分はグループ内で決定する。

- ①:読みたくなる議会だより ・資料－議論の課題としやすい議会だよりを数点
- ②:コロナ禍に感じたこと ・資料－国・町のコロナ対策予算資料から抜粋
- ③:最後に意向確認－今後のモニター会議のあり方(オンライン会議含めて)

※参考資料はすべて事前送付済み(11/4)

(3) グルーピングと会議進行

ア. グループ

○1グループあたり4～9人程度で4グループ

○グループへの割り付けは、出席予定者をもとに開催までに調整する

○会議開催のイメージとタイムテーブル - 資料1-3

イ. 会議進行

○次第・会議資料 - 資料1-4

○資料中テーマごとの「グループ進行」を参考にディスカッション

○進行は、テンプレートも活用 - 参考資料

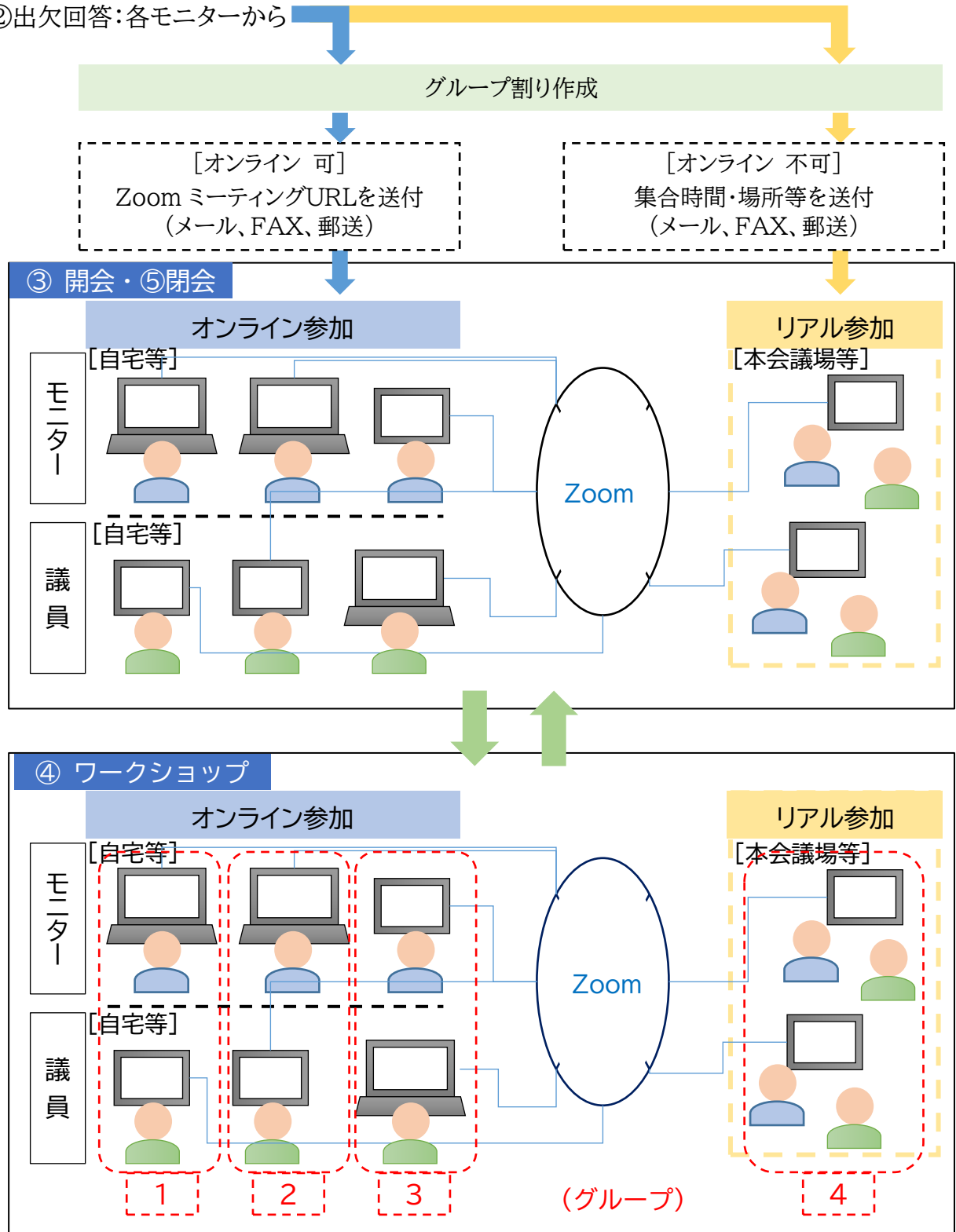
R2 年度 第1回議会モニター会議オンライン版 タイムテーブル

	議員	モニター	事務局
2週間前	・事務局からミーティング URL を受信	・事務局からミーティング URL を受信・受領	・ミーティングルーム作成 ・メール・書面等で招致
当日			
18:00	・所定の場所で各自準備 ・本会議場 ・委員会室 ・自宅 他	・リアル参加のモニターは本会議場へ参集 ・参集後、担当議員の確認を	
18:15	・各自ミーティングルームへ	・各自ミーティングルームへ	・ミーティングルーム開場 ・随時「承認」
18:30	(説明者以外は音声ミュート) ・議長挨拶 ・日程説明 ・目的、テーマ説明 ・オンラインWSの進め方説明	(音声ミュート)	・開会を確認 (確認後音声ミュート) (ミュート制御) ・資料共有(議運委員長用)
18:40	[班分け] ・各ブレイクアウトルーム等でディスカッション	[班分け] ・各ブレイクアウトルーム等でディスカッション	・ブレイクアウトルームの設定 ・振り分け開始 ※一定時間で強制送還
	(グループディスカッション) ・発表者決定 ・意見交換		
19:40	・ブレイクアウトルーム等からミーティングルームに復帰 ・各グループの発表者が口頭で意見交換内容を発表 (最後のセッションの結果のみ)	・ブレイクアウトルーム等からミーティングルームに復帰	・ブレイクアウトルームの解消 (必要あれば)
19:55			・PC画面撮影
19:56	・副議長挨拶		
20:00	・終了 (全ミュート解除) みんなで「お別れ」を ・リアル参集者は随時帰宅		・全ミュート解除、終了

議会モニター会議(オンライン版)の開催イメージ

[事前準備]

- ①開催通知:各モニターへ(次第・会議資料 含む)
 ②出欠回答:各モニターから



令和2年度

第1回芽室町議会モニター「オンライン」会議次第

日時：令和3年1月27日（水曜）

18:30～20:00

場所：Zoom、役場3階本会議場

1 開会

挨拶

早苗 豊 議長

2 議会モニターと議員との意見交換

①本日の意見交換の趣旨について

議会運営委員長 梶澤 幸治

②ワークショップ（グループごとにディスカッション）

3 情報共有

進行・総括： 議会運営委員長 梶澤 幸治

4 閉会

挨拶

常通 直人 副議長

司会・進行 議会運営委員会副委員長 中村 和宏

令和2年度 第1回芽室町議会モニター会議資料 (オンライン版)

「北海道スタイル」を遵守します

- 手を洗う・手指消毒を徹底する
- マスク着用など咳エチケットを徹底する
- こまめな換気を行う
- 3つの密を避ける



令和3年1月27日

芽 室 町 議 会
オンライン意見交換会（ワークショップ）進行次第

■ワークショップ「テーマ」

①:読みたくなる議会だより

資料 ①（事前送付）

②:コロナ禍に感じたこと

参考資料 ②-1～②-3(事前送付)

- 1 ファシリテータ（司会・進行者）あいさつ
記録者、発表者（ファシリテータが行なっても可）
の決定。
- 2 テーマ①②の時間配分を決定 （ 5分）
- 3 進行案を参考にディスカッション
（60分）
- 4 各グループから概要発表 （各グループ5分）

※グループによってテーマの時間配分が異なります

時間制限時間が経過したら、自動的にミーティンググループに戻りますので、残り時間にご注意ください。

【テーマ① 読みたくなる議会だより グループ進行】

○「毎月発行」がウリの芽室町議会だより…読んでもらえている？

[ディスカッション]:

芽室町議会だより、毎月読んでもらっているのだろうか
自分だけでなく家族やまわりの人はどうだろうか



○今の議会だよりについて気になるところは？

[ディスカッション]:

文字の量や表現はどうでしょう？
写真やイラストの使い方などはどうでしょう？



○「読みたくなる議会だより」になるために

[ディスカッション]:

まずは手に取ってもらうためには、どうすればよい？
読んでもらうために、
「良いところ」を、更に良いものをするためにどうしたらよい？
「改善した方がよいところ」をどのように改善したらよい？

【テーマ② コロナ禍に感じたこと グループ進行】

- 新型コロナ発生から今に至るまでを参考資料などをもとに各自振り返っておく

[ディスカッション]:

皆さんの暮らしに何が起こった？ どう感じた？
無くしたものは？ 得たものは？



- 国民の暮らしを支え・不安を解消し・経済を立て直すため・・・として、様々な対策が出されたが

[ディスカッション]:

国や町が出した対策は、役立ったか？
自分ならどのような対策があるべきと考える？



- これからは「with コロナ」の時代？
「うまく付き合って生きていくしかない」のだろうか？

[ディスカッション]:

だとしたら、これからの暮らしはどうなっていくのか？
どんなことが必要なのか(暮らし、家業、社会、経済・・・)

令和2年度
芽室町議会 議会モニター名簿

氏 名	住 所 (地 区)	備考
秋葉 秀明	(五条町)	新
雨山 理恵	(愛生町)	再
池戸 朋弘	(高岩)	再
石田 幸治	(泉町)	再
太田 貢	(上美生)	再
佐藤 涉	(青葉東)	新
篠原 淳一	(西町)	再
島部 弘子	(毛根)	再
珠玖 謙一	(中央町)	再
鈴木 賢	(美生)	再
鈴木 美幸	(錦町)	再
土井 禎悟	(関山)	再
中田 照子	(曙町)	再
畠山 大輔	(中伏古)	再
福田 清貴	(上伏古)	再
藤井 信二	(共栄)	再
渡邊しのぶ	(弥生中央町)	再
渡辺 洋志	(弥生西町)	再

任期：令和2年7月1日～令和3年6月30日
(五十音順)

芽室町議会モニター設置要綱

(平成24年3月30日制定)

(目的)

第1条 この要綱は、芽室町議会モニター（以下「町議会モニター」という。）を設置することにより、町民からの要望、提言、その他の意見を広く聴取し、芽室町議会（以下「町議会」という。）の改革・活性化の推進及び政策提案機能を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 本町の区域内に居住する者をいう。
- (2) 会議 町議会の本会議、常任委員会、特別委員会及び町議会議長（以下「議長」という。）の下に設置する組織等をいう。

(定員)

第3条 町議会モニターの定員は、20人以内とする。ただし、議長が必要と認めるときは増員することができる。

(資格)

第4条 町議会モニターは、次の各号に定める要件を満たす者とする。

- (1) 年齢満18歳以上の町民であり、かつ、芽室町職員、議員又は各種行政委員でないこと。
- (2) 町議会のしくみ及び運営に関心があること。
- (3) 町政及び地域社会の発展に関心があること。

(募集方法)

第5条 町議会モニターは公募とする。ただし、議長は適当と認められた団体等に対し、適任者の推薦を依頼することができる。

(委嘱)

第6条 町議会モニターは、公募者及び推せん者のうちから議長が委嘱する。
2 議長は、前項の規定による町議会モニターの委嘱に当たっては、町議会モニターの年齢・居住地等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

(解任)

第7条 町議会モニターが次の各号のいずれかに該当するときは、議長は当該町議会モニターを解任できるものとする。

- (1) 第4条に規定する資格を失ったとき。
- (2) 町議会モニターから辞任の申し出があったとき。

(3) その他議長が必要と認めたとき。

(任期)

第8条 町議会モニターの任期は1年とし、再任を妨げない。

(謝礼)

第9条 町議会モニターは無償とする。ただし、議長が必要と認めたときは、支給することができる。

(職務)

第10条 町議会モニターは、次の各号に定める職務を行うものとする。

(1) 会議（非公開で行われるものを除く。）を傍聴し、当該会議の運営に関する意見を文書（電子メールを含む。以下この条において同じ。）により提出すること。

(2) 「芽室町議会だより」及び「芽室町議会ホームページ」などに関する意見を文書により提出すること。

(3) 議会の政策提案に関すること。

(4) 議長が依頼した町議会の運営に関する調査事項に回答すること。

(5) 町議会議員と1年に2回以上、意見交換を行うこと。

(6) その他議長が必要と認めたこと。

(提言等の取扱い)

第11条 町議会モニターから提言等が提出されたときは、議長は必要に応じ関係する会議に当該提言等を送付し、当該会議において検討させるものとする。

2 前項の規定による検討結果は、原則として当該提言等を提出した町議会モニターに通知するとともに、議長が別に定める方法により公表するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

3 この要綱は、平成27年7月1日から施行する。